

## 経費滞納関係取決め事項（案）

東北遊技機商業協同組合

- 1 定款第 15 条に規定する「使用料・手数料」は毎月月末締めで、組合員は、翌月末日まで請求された金額を支払わなければならない。
- 2 「使用料・手数料」の経費を滞納した組合員に対する対応は、次のとおりとする。
  - (1) 15 日以上滞納した場合は、理事長からの「督促状」を発出する。
  - (2) 1 か月滞納した場合は、再度「督促状」を発出するとともに、定款第 23 条に基づき、「延滞金」を徴取する。また、今後の経費支払いを確約する「誓約書」を提出させる。
  - (3) 2 か月滞納した場合は、定款第 13 条（権利の停止）に基づき、「総務委員会」での弁明の手続き後、「確認証紙」の交付及び「打刻書類」の発給を受ける権利を停止する。
  - (4) 3 か月以上滞納した場合は、定款第 13 条（除名）に基づき、「理事会」において「除名処分」の手続きに入ることを決定する。

平成 28 年 月 日 （「理事会」）

理事長 高橋 一 則 ㊟

## 【参考条文】

### ○定款第 15 条（使用料又は手数料）

本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴取することができる。

- 2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

### ○定款第 23 条（延滞金）

本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利 14.6%の割合で延滞金を徴収することができる。

### ○中古遊技機流通健全化に関する東北遊商組合規約（平成 12 年 06 月 01 日）

#### ・第 6 条（書類の管理、発給等）

- 6 組合員は、第 4 項又は前項の規定により必要書類を受給したときは、組合に所定の手数料を支払う。

### ○定款第 13 条（除名及び権利の停止）

本組合は、次の各号に一に該当する組合員を除名又は権利の一部行使の停止をすることができる。除名の場合において、本組合は、総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。また、権利の一部行使の停止の場合は、総務委員会において、弁明する機会を与えるものとし、理事会で決する。

(2)出資の振込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

- 2 除名並びに権利の一部行使の停止の内容及び実施に関する事項は、規約で定める。

### ○組合員の処分等に関する規約（平成 26 年 5 月 16 日）

#### ・第 2 条（処分の種類）

- (1) 除名
- (2) 権利の停止
- (3) 戒告
- (4) 厳重注意

- 3 権利の停止処分は、6 月以内の期間を定め、「中古遊技機流通健全化に関する東北遊技機商業協同組合規約」で規定する「確認証紙」の交付及び「打刻書類」の発給を受ける権利を停止することをいう。

#### ・第 3 条（処分の対象行為）

##### (1) 除名に規定する処分の場合

ウ 定款、規約及び規程に違反したとき。

##### (2) 権利の停止及び戒告並びに厳重注意に規定する処分の場合

ウ 定款、規約及び規程に違反したとき。

オ 総会、理事会の決定事項に違反したとき。

取扱注意

(H28.09.23)

## 経費滞納組合員に対する対応措置

【経費滞納組合員】

㈱〇〇〇〇

代表取締役

〇〇

〇〇

### 【経費滞納状況（書類代等）】

月 日	月 別	書類代金	回収月日	回収金額
27.04 未現在	27.02 月分	784,294 円	27.05.20	1,569,897 円
	27.03 月分	785,602 円		
27.05 未現在	27.03 月分	785,620 円	27.06.22	1,691,857 円
	27.04 月分	906,255 円		
27.06 未現在	27.04 月分	906,255 円		1,604,418 円
	27.05 月分	698,163 円		
27.07 未現在	27.04 月分	906,255 円	27.08.10	2,109,570 円
	27.05 月分	698,163 円	27.08.17	
	27.06 月分	505,152 円	27.08.18	
27.08 未現在	27.07 月分	1,137,229 円	27.09.18	1,137,229 円
27.09 未現在	27.08 月分	693,104 円	27.10.13	693,104 円
27.10 未現在	27.09 月分	964,586 円	27.11.18	964,586 円
27.12 未現在	27.11 月分	769,094 円	28.01.27	769,094 円
28.01 未現在	27.12 月分	516,844 円	28.02.26	516,844 円
28.02 未現在	28.01 月分	431,858 円	28.03.08	431,858 円
28.03 未現在	28.02 月分	410,791 円	28.04.22	410,791 円
28.04 未現在	28.03 月分	554,071 円	28.05.26	554,071 円
28.05 未現在	28.04 月分	342,056 円	28.06.24	342,056 円
28.06 未現在	28.05 月分	371,226 円	28.07.28	371,226 円
28.07 未現在	28.06 月分	385,154 円	28.08.22	200,000 円
			28.08.31	185,154 円
28.08 未現在	28.07 月分	312,704 円	28.09.20	312,704 円
28.09 未現在	28.08 月分	308,699 円		

※1 毎回、事務局・永山副理事長が、直接組合員（社長）に電話で「督促」を実施している。

2 理事長・副理事長から、組合員（社長）に厳重注意を与えるとともに、「誓約書」を徴取した。（H28.08.08）